

付 議 第 5 号

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例等の
一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 28 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の事案について意見を述べること。

第 号

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例等の一部を改正する
条例議案

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例等の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成28年 2月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例等の一部を改正する
条例

(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例の一部改正)

第1条 高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条
例第4号）の一部を次のように改正する。

第39条中「小学校」を「小学校、同法第49条の2の義務教育学校（前期課程に限
る。）」に改める。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のよ
うに改正する。

第2条第1項第1号中「、中学校」を「、中学校、義務教育学校」に改める。

第14条の3第1項第1号並びに第15条第1項及び第5項中「中学校」を「中学校、義
務教育学校」に改める。

第16条第2項の表1の項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改め
る。

第23条の2第1項中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改め、同条第3項中
「必要と」を「必要があると」に改める。

別表第1備考1中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第2の2中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

(高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第9号）
の一部を次のように改正する。

別表第2に備考として次のように加える。

備考 この表において「中学生」とは、中学校の生徒その他これに準ずる者をいう。

(高知県暴力団排除条例の一部改正)

第4条 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「中学校」を「中学校、同法第49条の2の義務教育学校（後期課程に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例等の一部
を改正する条例議案説明

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）の施行により学校教育法（昭和22年法律第26号）が一部改正され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が設けられるとともに、県内での義務教育学校の設置が予定されていることを考慮し、関係条例について義務教育学校を追加する等必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（定義）

（定義）

第2条 この条例において職員とは、次に掲げる者をいう。

第2条 この条例において職員とは、次に掲げる者をいう。

（1） 県立の中学校並びに市町村（市町村の組合を含む。第27条の4を除き、以下同じ。）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場の学校栄養職員を含む。）及び事務職員

（1） 県立の中学校並びに市町村（市町村の組合を含む。第27条の4を除き、以下同じ。）立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場の学校栄養職員を含む。）及び事務職員

（2） 略

（2） 略

4 2 略

2 略

第5条 教育職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

第5条 教育職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

（1） 小学校・中学校等教育職給料表（別表第1）

（1） 小学校・中学校等教育職給料表（別表第1）

（2） 略

（2） 略

2 略

2 略

3 教育職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次に掲げる級別職務分類表に定めるとおりとする。この場合において、級別職務分類表に定める職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして人事委員会が定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

3 教育職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次に掲げる級別職務分類表に定めるとおりとする。この場合において、級別職務分類表に定める職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして人事委員会が定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(1) 小学校・中学校等教育職給料表級別職務分類表（別表第2の2）

(2) 略

4 略

（住居手当）

第14条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下この条において同じ。）を支払っている職員（県立学校に勤務する職員にあつては高知県公務員宿舍規則（昭和32年高知県規則第20号）、市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に勤務する職員にあつては当該市町村の公務員宿舍に関する条例又は規則で定められている有料宿舍（同号において「有料宿舍」という。）を貸与され、家賃を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）

(2) 第21条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料宿舍その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 略

（へき地手当）

第15条 教育委員会規則で級別に指定する小学校、中学校、義務教

(1) 小学校・中学校等教育職給料表級別職務分類表（別表第2の2）

(2) 略

4 略

（住居手当）

第14条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下この条において同じ。）を支払っている職員（県立学校に勤務する職員にあつては高知県公務員宿舍規則（昭和32年高知県規則第20号）、市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する職員にあつては当該市町村の公務員宿舍に関する条例又は規則で定められている有料宿舍（同号において「有料宿舍」という。）を貸与され、家賃を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）

(2) 第21条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料宿舍その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 略

（へき地手当）

第15条 教育委員会規則で級別に指定する小学校、中学校及び共同

育学校及び共同調理場（以下「へき地学校等」という。）に勤務する職員並びに教育委員会規則で指定するへき地学校等に準ずる小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場（以下「へき地学校に準ずる学校等」という。）に勤務する職員には、へき地手当を支給する。

2～4 略

5 第1項の規定により教育委員会規則で指定するへき地学校等又はへき地学校に準ずる学校等の当該指定の日（以下この項において「指定日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係る指定日以後における第2項及び第3項の規定によるへき地手当の月額（以下この項において「新当の月額」という。）が指定日の前日における第2項及び第3項の規定によるへき地手当の月額（以下この項において「旧当の月額」という。）に達しないこととなるもの（指定日以後へき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、第2項及び第3項の規定にかかわらず、指定日以後当該職員が指定日の前日に勤務していた小学校、中学校、義務教育学校又は共同調理場に引き続き勤務する場合（当該小学校、中学校、義務教育学校又は共同調理場の移転があった場合を除く。）においては、新当の月額が旧当の月額に達するまでの間（指定日以後へき地手当の支給を受けない者にあつては、指定日以後）、当該旧当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

（特殊勤務手当）

第16条 著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当で

調理場（以下「へき地学校等」という。）に勤務する職員並びに教育委員会規則で指定するへき地学校等に準ずる小学校、中学校及び共同調理場（以下「へき地学校に準ずる学校等」という。）に勤務する職員には、へき地手当を支給する。

2～4 略

5 第1項の規定により教育委員会規則で指定するへき地学校等又はへき地学校に準ずる学校等の当該指定の日（以下この項において「指定日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係る指定日以後における第2項及び第3項の規定によるへき地手当の月額（以下この項において「新当の月額」という。）が指定日の前日における第2項及び第3項の規定によるへき地手当の月額（以下この項において「旧当の月額」という。）に達しないこととなるもの（指定日以後へき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、第2項及び第3項の規定にかかわらず、指定日以後当該職員が指定日の前日に勤務していた小学校、中学校又は共同調理場に引き続き勤務する場合（当該小学校、中学校又は共同調理場の移転があつた場合を除く。）においては、新当の月額が旧当の月額に達するまでの間（指定日以後へき地手当の支給を受けない者にあつては、指定日以後）、当該旧当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

（特殊勤務手当）

第16条 著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当で

ないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種 類	金 額
1 小学校、中学校又は義務教育学校において多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当（多学年学級担当手当）	1日当たり350円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
2～5 略	略
備考 略	

3 略
（義務教育等教員特別手当）

2 略

3 高等学校又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要があると認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4 略

別表第1（第5条関係）

小学校・中学校等教育職給料表

表 略

備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。

2 略

ないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種 類	金 額
1 小学校又は中学校において多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当（多学年学級担当手当）	1日当たり350円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
2～5 略	略
備考 略	

3 略
（義務教育等教員特別手当）

2 略

3 高等学校又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4 略

別表第1（第5条関係）

小学校・中学校等教育職給料表

表 略

備考 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。

2 略

別表第2の2（第5条関係）

小学校・中学校等教育職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	小学校、 <u>中学校又は義務教育学校</u> の助教諭、養護助教諭又は講師（人事委員会が別に定める者を除く。）の職務
2級	小学校、 <u>中学校又は義務教育学校</u> の教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（人事委員会が別に定める者に限る。）の職務
特2級	小学校、 <u>中学校又は義務教育学校</u> の主幹教諭又は指導教諭の職務
3級	小学校、 <u>中学校又は義務教育学校</u> の副校長又は教頭の職務
4級	小学校、 <u>中学校又は義務教育学校</u> の校長の職務

別表第2の2（第5条関係）

小学校・中学校等教育職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	小学校又は <u>中学校</u> の助教諭、養護助教諭又は講師（人事委員会が別に定める者を除く。）の職務
2級	小学校又は <u>中学校</u> の教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（人事委員会が別に定める者に限る。）の職務
特2級	小学校又は <u>中学校</u> の主幹教諭又は指導教諭の職務
3級	小学校又は <u>中学校</u> の副校長又は教頭の職務
4級	小学校又は <u>中学校</u> の校長の職務

新 旧 対 照 表

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（抜粋）

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 青少年（25歳未満の者をいう。以下同じ。）の宿泊を伴う研修、講習、野外活動等の用に供するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、高知県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）を別表第1に定めるとおり設置する。

（設置）

第1条 青少年（25歳未満の者をいう。以下同じ。）の宿泊を伴う研修、講習、野外活動等の用に供するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、高知県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）を別表第1に定めるとおり設置する。

（使用料の納付）

第6条 利用者は、宿泊を伴って青少年の家を利用する場合は、別表第2に定める計算単位当たりの使用料の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの使用料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料を県に納付しなければならない。

（使用料の納付）

第6条 利用者は、宿泊を伴って青少年の家を利用する場合は、別表第2に定める計算単位当たりの使用料の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの使用料の額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料を県に納付しなければならない。

別表第1（第1条関係）

名称	位置
高知県立香北青少年の家	香美市
高知県立幡多青少年の家	幡多郡黒潮町

別表第1（第1条関係）

名称	位置
高知県立香北青少年の家	香美市
高知県立幡多青少年の家	幡多郡黒潮町

別表第2（第6条関係）

区分	計算単位	計算単位当た

別表第2（第6条関係）

区分	計算単位	計算単位当た

		りの使用料
中学生以下の者	1人1泊	220円
青少年（中学生以下の者を除く。）	1人1泊	390円
青少年以外の者	1人1泊	760円

		りの使用料
中学生以下の者	1人1泊	220円
青少年（中学生以下の者を除く。）	1人1泊	390円
青少年以外の者	1人1泊	760円

備考 この表において「中学生」とは、中学校の生徒その他これに準ずる者をいう。

公立学校職員の給与に関する条例及び高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 議案名

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例等の一部を改正する条例議案

2 改正趣旨

学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）の施行により学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）が一部改正され、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として設けられることになった。

これに伴い、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 37 号）及び高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成 17 年高知県条例第 9 号）について、他の条例とともに一括して規定の整理を行うもの。

※関係条例

- ・高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例
- ・公立学校職員の給与に関する条例
- ・高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例
- ・高知県暴力団排除条例

3 改正内容（公立学校職員の給与に関する条例）

学校教育法上新たに制度化された義務教育学校が県内に設置されることに伴い、規定上義務教育学校を位置付けしようとするもの。

4 改正内容（高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例）

使用料の納付について詳細を定める別表第 2 において、同表に規定する「中学生」について、他の公の施設の設置及び管理に関する条例との整合性を踏まえ、新たに備考を設け、「中学生」について義務教育学校の規定を含みうるよう定義を追加するもの。

5 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日（改正学校教育法の施行日）

学校教育法等の一部を改正する法律案の概要

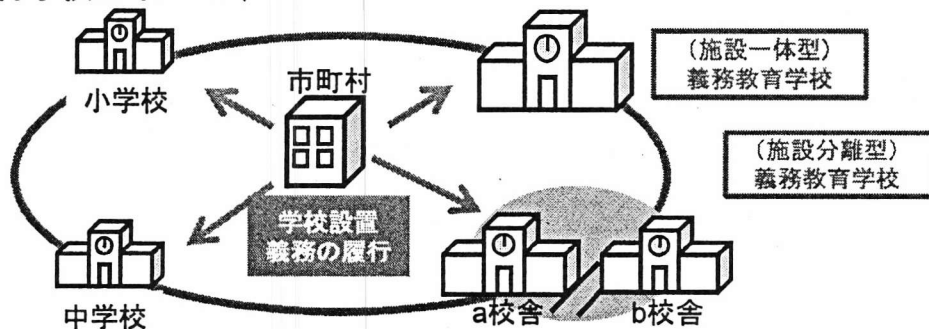
1. 法案の概要

(1) 小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

趣旨・位置付け	□ 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定(学校教育法第1条関係)
設置者・設置義務	□ 国公私いずれも設置が可能(学校教育法第2条関係) □ 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行(学校教育法第38条関係)
目標・修業年限	□ 義務教育学校の目的:心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと(学校教育法第49条の2関係) □ 9年(小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分)(学校教育法第49条の4及び第49条の5関係)
教職員関係	□ 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象(義務教育費国庫負担法第2条関係) □ 小学校と中学校の免許状の併有を原則(当分の間は例外あり)(教育職員免許法第3条及び附則第20項関係)
施設整備	□ 施設費国庫負担・補助の対象(小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等)(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係)

※ 就学指定、教育課程の特例等については、政省令で規定する予定

(参考:義務教育学校のイメージ)



(2) 高等学校等専攻科修了生の大学への編入学

- 学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させることができるようにする等のため、修業年限2年以上その他の文部科学大臣が定める基準(※)を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる制度を創設(学校教育法第58条の2関係)

※ 文部科学大臣が定める基準は、既に大学への編入学が認められている、専修学校専門課程と同等の基準(省令・告示で、修業年限、総授業時数、教員資格等を規定)とする予定

(参考:高等学校専攻科の概要)

- 入学資格 高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部の卒業者
- 設置校数: 138校 在籍生徒数: 8,333人(平成24年 文部科学省調べ)
- ※ 分野としては看護に関する学科(76校、6,726人)が多い。

2. 施行期日

平成28年4月1日(施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能)

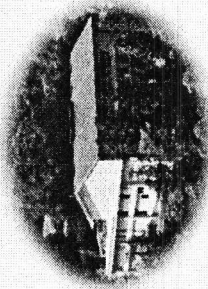
義務教育学校(平成28年4月1日施行)の設置

高知市教育委員会

平成28年3月高知市議会

高知市立学校設置条例の一部を改正する条例議案提出(予定)

設置対象校



土佐山学舎(土佐山小・中学校)

施設一体型校舎

行川小・中学校

- 教育課程編成の柔軟性
- 「4-3-2」の学年区分
- 教科担任制の導入
- 小1からの英語教育
- 「土佐山学」

- 教育課程編成の柔軟性
- 「4-3-2」の学年区分
- 教科担任制の導入
- 個に応じた指導
- ユニバーサルデザインの視点

- 保護者・PTAへの説明(1月)
- 学校運営協議会への説明(2月)
- 区長会への説明(3月)

学校教育法等の一部を改正する法律案の概要

1. 法案の概要

(1) 小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

- 趣旨・位置付け
 - 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定(学校教育法第1条関係)
- 設置者・設置義務
 - 国公私いずれも設置が可能(学校教育法第2条関係)
 - 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行(学校教育法第30条関係)
- 目標・修業年限
 - 義務教育学校の目的・心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと(学校教育法第40条の2関係)
 - 9年(小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分)(学校教育法第40条の4及び第40条の5関係)
- 教職員関係
 - 市区町村立の義務教育学校の教職員給与とは、国庫負担の対象(義務教育国庫負担法第2条関係)
 - 小学校と中学校の併有を原則(当分の間は例外あり)(義務教育免状法第3条及び附則第3条関係)
- 施設整備
 - 施設国庫負担・補助の対象(小・中学校と同様に、義務教育学校の新設又は増築に要する経費の1/2を負担等)(義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係)